

令和6年総務企画委員会会議録

1. 招集年月日 令和6年12月11日（水）
2. 招集の場所 可児市役所第1委員会室
3. 開 会 令和6年12月11日 午前8時57分 委員長宣告
4. 審 査 事 項
 1. 付託案件
 - 議案第85号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第86号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第87号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 2. 事前質疑
 - (1) 可児駅前防犯対策について
 - (2) インバウンドへの対応について
 - (3) 担い手（委託先）への市の対応について
 3. 報告事項
 - (1) 可児市職員の旅費に関する条例の一部改正について
 - (2) 可児市職員の給与支給に関する条例の一部改正について
 - (3) 一般社団法人カニミライブの特産品開発商品の発売について
 - (4) 可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業について
 4. 協議事項
 - (1) 議会報告会について
 - (2) その他
5. 出席委員 （7名）

委員 長 松 尾 和 樹	副 委 員 長 天 羽 良 明
委 員 亀 谷 光	委 員 澤 野 伸
委 員 板 津 博 之	委 員 大 平 伸 二
委 員 田 上 元 一	
6. 欠席委員 なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

市政企画部長 渡 辺 勝 彦	総 務 部 長 武 藤 務
----------------	---------------

経済交流部長 小池 祐 功
防災安全課長 土田 英 雅
観光課長 渡辺 博 生

秘書政策課長 荻 曾 英 勝
産業振興課長 山口 智 司
企業誘致課長 原 文 政

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 鈴木 賢 司
議会事務局
書記 杉山 尚 示

議会総務課長 佐藤 一 洋
議会事務局
書記 今枝 明日香

○委員長（松尾和樹君） ただいまから総務企画委員会を開会します。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して発言をお願いします。

初めに、協議題1の付託案件ですが、今回の議案第85号から87号の3議案は、全て職員または職員の給与、報酬に関する条例の改正についてです。

お諮りします。議案第85号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第86号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第87号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、一括議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議がないものとし、議案第85号から議案第87号について、一括議題とすることに決定いたしました。

執行部の説明を求めます。

○市政企画部長（渡辺勝彦君） 本日、人事課長が欠席のため、私から御説明をいたします。

総務企画委員会資料の3ページから6ページまでに今回の議案に関する資料がございますが、この内容につきましては議会全員協議会で説明をさせていただきましたので、説明のほうは割愛させていただきます。

それでは、中日に上程をいたしました配付資料の資料番号8と資料番号11を御覧ください。

議案第87号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、国家公務員との給与の均衡を図るため、給料表、期末手当、勤勉手当などについて改正を行うものです。

議案第85号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第86号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、可児市職員の期末・勤勉手当の見直しに伴い改正をするものです。

議案番号は前後しますが、まず最初に議案第87号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いいたします。資料番号8、議案書は6ページをお願いいたします。併せて資料番号11、提出議案説明書は2ページをお願いいたします。

では最初に、第1条の改正条例第10条、初任給調整手当の改正です。

初任給調整手当とは、専門的知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難または特別の事情があると認められる職に新たに採用される職員の初任給について、その水準を特別に調整する趣旨から設けられる手当であって、これにより必要な人材を確保しようとするものです。

第10条第1項第1号は、具体的には医師、薬剤師等の職を想定しており、それらの者に対する初任給調整手当の月額を5万1,100円から5万1,600円に改めるものです。

第21条、期末手当の改正です。7ページになります。

第21条第2項の改正は、改正前においては期末手当の支給率について、6月、12月、いずれも100分の122.5、特定管理職につきましては100分の102.5としているところ、改正後においては、6月支給分については現状の支給率を生かし、12月支給分については100分の127.5、特定管理職については100分の107.5とするものです。合計の支給率は2.45から2.50月、特定管理職については2.05から2.10月となり、0.05月増となります。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率について規定している項で、改正前においては6月、12月いずれも100分の68.75、特定管理職については100分の58.75としているところ、改正後においては、6月支給分については現状の支給率を生かし、12月支給分については100分の71.25、特定管理職については100分の61.25とするものです。合計の支給率は1.375月から1.4月となり、0.025月の増となります。

第22条、勤勉手当の改正です。

第22条第2項は、勤勉手当の総額の上限を規定している項になります。

第1号は、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員、いわゆる一般職員と特定管理職職員ですが、これについて規定しているもので、改正前においては、勤勉手当の総額の基礎となる個々の支給率について、6月、12月いずれも100分の102.5、特定管理職については100分の122.5としているところ、改正後においては、6月支給分については現状の支給率を生かし、12月支給分については100分の107.5、特定管理職については100分の127.5とするものです。合計の支給率は2.05月から2.10月、特定管理職については2.45月から2.50月となり、0.05月の増となります。

第2号は、定年前再任用短時間勤務職員について規定しているもので、改正前においては、勤勉手当の総額の基礎となる個々の支給率について、6月、12月いずれも100分の48.75、特定管理職については100分の58.75としているところ、改正後においては、6月支給分については現状の支給率を生かし、12月支給分については100分の51.25、特定管理職については100分の61.25とするものです。合計の支給率は0.975月から1.0月、特定管理職については1.175月から1.2月となり、0.025月増となります。

次に、第2条については、給料表を書き換えるものになります。

別表第1は、行政職給料表（一）、別表第2は医療職給料表、別表第3は福祉職給料表となります。給料表の改正は若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引き上げ改定としています。

11ページを御覧ください。

例えば、行政職給料表の1級25号給を御覧ください。1級25号給は、大卒程度の給料になります。改正後は22万円となっております。これは、従前の表でいきますと19万6,200円でしたので、2万3,800円の増という形になります。

では、8ページに戻っていただき、第3条です。

第3条は、第1条で改正した改正後の条文を改正するものです。

提出議案説明書 2 ページ中ほどの表に改定後、中段から下段に移行する内容となっております。

8 ページの第21条、9 ページの第22条ともに、第1条の改正後の第21条、第22条においては、6月支給分については改正前の支給率を適用しつつ、増額となった分については12月支給分で調整する改正を行いました。この第3条では、6月と12月において支給月を平準化するように改正するものです。

第21条第2項の改正は、改正前においては期末手当の支給率について、6月は100分の122.5、12月は100分の127.5、特定管理職については、6月は100分の102.5、12月は100分の107.5としたものを、6月、12月期ともに100分の125、特定管理職については100分の105とするものです。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員について、改正前においては期末手当の支給率について、6月は100分の68.75、12月は100分の71.25、特定管理職については、6月は100分の58.75、12月は100分の61.25としたものを、6月、12月期ともに100分の70、特定管理職については100分の60とするものです。

第22条第2項第1号の改正は、改正前においては、勤勉手当の総額の基礎となる個々の支給率については、6月は100分の102.5、12月は100分の107.5、特定管理職については、6月は100分の122.5、12月は100分の127.5としたものを、6月、12月期とも100分の105、特定管理職については100分の125とするものです。

第2号の改正は、改正前においては、勤勉手当の総額の基礎となる個々の支給率については、6月は100分の48.75、12月は100分の51.25、特定管理職については、6月は100分の58.75、12月は100分の61.25としたものを、6月、12月期ともに100分の50、特定管理職については100分の60とするものです。

では、次に附則について説明をいたします。

附則第1項は、施行日について規定したものです。施行日は公布の日です。ただし、第3条の改定は、令和7年4月1日から施行します。

第2項は、第1条の期末・勤勉手当に係る部分及び第2条の給料表の改正について、令和6年4月1日まで加給して適用することを規定したものです。

第3項は、本則第1条及び第2条の改正前の期末・勤勉手当の支給率、給料表で支払った給与は、改正後の給与の内払いであることを規定したものです。

それでは、議案第85号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いします。

この条例の改正は、可児市職員の給与支給との均衡を図るために改正をするものです。

配付資料8、議案書の2ページを御覧ください。提出議案説明書は1ページをお願いいたします。

第1条の第4条の改正は、市議会議員の皆様がの期末手当の支給率を改正するものです。改正前においては、期末手当の支給率について、6月、12月いずれも100分の225としていると

ころ、改正後においては、6月支給分については現状の支給率を生かし、12月支給分については100分の235とするものです。合計の支給率は4.5月から4.6月となり、0.1月の増となります。

第2条は、第1条で改正した改正後の条文を改正するものです。第1条で6月支給分については改正前の支給率を適用しつつ、増額となった分については12月の支給分で調整する改正を行いました。第2条では、6月と12月において支給率を平準化するよう改正するものです。第1条で、6月期は100分の225、12月期は100分の235としたものを、6月期、12月期いずれも100分の230とするものです。

次に、附則の第1項です。この条例の施行日についてです。

第1条は、第1条の改正は公布の日の施行、第2条の改正は令和7年4月1日施行としております。

附則第2項は、第1条の改正規定については、令和6年12月1日に遡及して適用するよう規定しています。

附則第3項は、本則第1条の改正前の期末手当の支給率で支払った期末手当は、改正後の期末手当の内払いであることを規定したものです。

引き続きまして、議案第86号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをお願いします。

この条例の改正は、先ほどと同じく可児市職員の給与支給との均衡を図るための改正です。

資料番号8、議案書4ページをお願いいたします。提出議案説明書は、引き続き1ページをお願いします。

第1条の第5条第2項の改正は、常勤の特別職の期末手当の支給率を改正するものです。改正前においては、期末手当の支給率について、6月、12月いずれも100分の225としているところ、改正後においては、6月支給分については現状の支給率を生かし、12月支給分については100分の235とするものです。合計の支給率は4.5月から4.6月となり、0.1月増となります。

第2条は、第1条で改正した改正後の条文を改正するものです。第1条で、6月支給分については改正前の支給率を適用しつつ、増額となった分については12月支給分で調整する改正を行いました。第2条では、6月と12月において支給率を平準化するよう改正するものです。第1条で、6月期は100分の225、12月は100分の235としたものを、6月期、12月期いずれも100分の230とするものです。

次に、附則第1項です。この条例の施行日についてです。

第1条の改正は公布の日施行、第2条の改正は令和7年4月1日施行としております。

附則第2項は、第1条の改正規定については、令和6年12月1日に遡及して適用するよう規定しています。

附則第3項は、本則第1条の改正前の期末手当の支給率で支払った期末手当は、改正後の期末手当の内払いであることを規定したものです。私からは以上です。

○委員長（松尾和樹君） これより議案第85号から議案第87号に対する質疑を行います。
質疑はございませんでしょうか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。
続いて、討論を行います。
発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは討論を終了します。

これより、議案第85号 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第86号 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第87号 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案を一括採決いたします。

挙手により採決いたします。
原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第85号から議案第87号の3議案については、それぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。
議事の都合により暫時休憩します。

休憩 午前9時15分

再開 午前9時20分

○委員長（松尾和樹君） それでは、おそろいですので始めさせていただきます。

それでは、会議を再開します。
次に、2. 事前質疑(1)可児駅前防犯対策についてを議題とします。
提出者の田上委員に説明をお願いします。

○委員（田上元一君） 可児駅前の防犯対策についての御質問をさせていただきます。

この件につきましては、6月の総務企画委員会で板津委員より、主に防犯カメラの設置についてということで質疑がございました。

○委員長（松尾和樹君） 暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午前9時21分

○委員長（松尾和樹君） それでは、会議を再開します。

○委員（田上元一君） この件につきましては、6月の総務企画委員会で板津委員より、主に防犯カメラの設置についてということで質疑がございました。

先般、12月4日に防犯カメラ設置と稼働確認の記者発表がありまして、駅前には5基、隣接する2号公園には1基、防犯カメラが設置をされ、試験稼働したところであります。当初予算の計上にもかかわらず、若干遅いという感は否めませんが、予定していたよりも多い5基を設置していただいたことや、設置に当たって地元の今広自治会と御調整いただいたことについては、地元としても感謝を申し上げたいと思います。

昨年来の治安悪化を受けて、令和6年5月11日の見守り啓発活動開始以来、可児警察署、市役所、関係団体の皆さんや、私の地元の皆さんによる啓発活動が継続して行われており、私も地元の議員として活動には参加させていただいております。見守り活動とともに、パトカーの一時駐留場の確保であるとか、啓発用シールの設置や警備員の配置など、各種対策の効果もありまして、ここ最近は落ち着いた状況となっておりますが、決して安心できると言い切ることはできないと思っております。こうした落ち着いた状況であるからこそ、できる対策については、今のうちに徹底的にやるべきだというのが活動に参加している者たちの強い問題意識であります。

例えば、子育て健康プラザ マーノにあります児童センターについて言えば、夜9時までの開館となっておりますが、児童センターとは言い難く、はっきり言って高校生のたまり場となっているだけであり、夜6時、せいぜい7時までの開館で十分だと思ひ、例えば設置及び管理に関する条例の改正も視野に入れて対応していくべきではないかと思ひます。

そのほかにも、可児警察署との調整の中では、駅前広場のハンプの設置であるとか、一時的ではなく恒久的な駐留場の確保、あるいは従前から課題となっていました駅前防犯対策条例の制定など、考え得る措置は速やかに実行していくべきだと考えておりますが、今後の可児駅前防犯対策について、市の見解をお聞きしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○委員長（松尾和樹君） それでは、この件に関して執行部の説明を求めます。

○防災安全課長（土田英雅君） お答えします。

可児駅周辺において実施しております対策としましては、可児警察署と協力をして一斉巡回等の活動を11月末までに計15回実施いたしました。駅前ロータリーの歩道部分と自由通路の壁面等に禁止行為に関する表示、市長からのメッセージを掲示いたしました。

また、御質問のとおり、防犯カメラにつきましても駅前ロータリー周辺に5台、2号公園に1台の設置が終わり、現在は試験的に稼働しているところでございます。これらの対策により、現在は以前の平穏を取り戻しつつあります。

今後につきましては、防犯カメラを活用しながら、引き続き可児警察署と協力して、地域の皆様の御協力も仰ぎながら、一斉巡回等の活動も継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（松尾和樹君） 質疑はございませんか。

○委員（田上元一君） 質疑の中でも申し上げました、例えば子育て健康プラザ マーノの開館時間の変更、設置及び管理に関する条例の改正であるとか、あるいは恒久的な駐留場の確保とか、条例の制定みたいなことについては、メニューとしては上がっていると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○防災安全課長（土田英雅君） 子育て健康プラザ マーノに関しては、ちょっと私のほうからは控えさせていただきたいと思いますが、条例等につきましては、現行の可児市ポイ捨て及びふん害の防止に関する条例であるとか、それから道路交通法、現在そういったところを根拠に禁止事項を掲示したりということで行っておりまして、現在のところは駅前に特化した条例を制定する予定はございません。

また状況を見ながら、必要があればということになるかと思うんですけども、現在のところは考えておりません。以上でございます。

○委員（田上元一君） 状況というか、今後の推移を見ながら考える俎上に乗せていくという理解でよろしいのか。今のところは落ち着いていますから、現状を、しっかり推移を見ながらということで、それは正しいと思いますけれども、今後については、そういうことも念頭に置きながら推移を見て適宜に対応していくという理解でよろしいですか。

○防災安全課長（土田英雅君） はい、そういうことになるかと思います。

○委員長（松尾和樹君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○委員（板津博之君） 私もさっき田上委員から紹介ありましたけど、去年のちょうど我々の市議会改選、夏以降から状況がひどくなってという経緯は委員会質疑等でもお話ししたところなんですけど、議会運営委員会のほうでも紹介をさせていただいて全議員に周知をするとともに、市としても対策をお願いしますというようなことは申し上げたところなんですけど、今回この防犯カメラをつけていただいて、本当にありがとうございますというか、やっていただいて助かりますということで、ただ1つ確認なんですけど、もちろん可児警察署との連携という点において、確か以前の説明ですと防犯カメラの映像の管理は市のほうでやって、例えば何か事案が起きたとき、事件が起きたときは警察へ提供するというようなことだったかと思いますが、そういう運用でよかったんですかね。

○防災安全課長（土田英雅君） 法に基づいて警察のほうから書面で提供を求められた場合には、それにお応えして開示するということになるかと思います。

○委員（板津博之君） あと、この防犯カメラを設置したということは、駅周辺というか子育て健康プラザ マーノ周辺にも防犯カメラを設置していますよというような掲示はされているかどうかというのはわかりますか。

○防災安全課長（土田英雅君） 防犯カメラのすぐ本にあります、それぞれバンといいますかボックスがついておりまして、そちらにステッカーを貼り付けて表示をしております。

○委員（板津博之君）　ということで、田上委員も地元の議員ということで立哨していただいているということですので、これからは地域の皆さんと、また可児市、それから可児警察署とも連携して、今は落ち着いておるといふことですのでけれども、また今後しっかり防犯カメラの運用についても併せてやっていっていただきたいと思ひます。お願いして終わります。以上です。

○委員長（松尾和樹君）　ほかにございませぬか。

○委員（大平伸二君）　ちょっと運用の部分でお聞きしたいんですけど、たしか説明の中で、市役所のほうでリモートで見られるといふことので、それは6台とも見えるといふことのでよろしかったですか。

○防災安全課長（土田英雅君）　所管が分かれておりまして、公園については都市計画課、駅については管理用地課が所管課になりますので、それぞれが権限を持ちまして、パソコンでその所管のカメラの画像を確認することができます。

また、私も防災安全課のほうでは、全てのカメラを全部見られるようにしております。以上です。

○委員（大平伸二君）　それは可児駅前の6台にして、今後設置予定の箇所も、それも役所のほうで見られるようにという設置目標を立ててみえるんですか。

○防災安全課長（土田英雅君）　今年度につきましては、公園、それから駅、合わせまして全部で18台設置といふことので契約をしております、駅に関しては可児駅のほかに日本ライン今渡駅、それから西可児駅、それぞれ2台ずつ。あと公園につきましては、ふるさと川公園と、それから日特スパークテックWKSパーク、それから鳴子近隣公園、それぞれつける予定になっておりまして、全て遠隔で、パソコンで見られるように、それぞれ担当課が所管して見られるように計画しております。以上です。

○委員長（松尾和樹君）　ほかにございませぬか。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、事前質疑(2)インバウンドへの対応についてを議題とします。

提出者の田上委員に説明をお願いします。

○委員（田上元一君）　それでは、インバウンドへの対応についてといふことので、これは昨日の予算決算委員会の中間報告のところでは若干答えも出ていますので、重複になって大変恐縮なんですけれども、分かる範囲でといふか、お答えをいただければと思ひますが、先月、美濃桃山陶の聖地を外国人に紹介するといふことので英語版のパンフレットが発行されたといふことので、それを市のホームページや報道等で見聞きをしましたが、私的には何となく唐突感が否めないといふところでは。

この英語版パンフレットを、具体的に誰をターゲットに、どのようにPRしていくのでしょうか。若干、昨日の答えと重複することがあったら申し訳ないですけど、お願いいたします。

インバウンドというものを意識したものであるのでしょうか。もしそうであるとすれば、可児市としてのインバウンド戦略というものはあるのでしょうか。そして、あるとしたらそれはどのようなものなのでしょうか。

ホームページ等を見る限りでは、インバウンド云々というのはなかなか見つけられませんでしたが、今地方創生の中でもインバウンドは重要なキーワードであり、リソースであるということが指摘をされておりますので、可児市としてのインバウンド対応について、現状どのようなお考えで、今後どのように進めていこうと思われているのかお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（松尾和樹君） それでは、この件に関して執行部の説明を求めます。

○観光課長（渡辺博生君） 観光課からお答えをさせていただきます。

今回の美濃桃山陶のパフレットにつきましては、イベントや市内外の公共施設、民間の観光施設等に設置の依頼をしているほか、報道関係を通して広く一般の方に手に取っていただけるよう案内をしているところでございます。

今回の美濃桃山陶のパフレットのほかにも、ふらっと木曾川あるきマップというパンフレットもございまして、英語版とポルトガル語版の外国語版がありますので、それらを踏まえまして、外国籍の皆様にも美濃桃山陶や木曾川など、可児市の自然や文化など様々な魅力を伝えていけるよう準備としては取り組んでいるところでございます。

次に、インバウンドの戦略についてですが、現在のところインバウンドに特化した戦略、計画は可児市においてはございません。ただ、海外の方は何に関心があって、何を望んでいるのか。そういった可児市にあるものとマッチングさせるような取組も今後進めていきたいというふうに考えております。

例えばなんですが、美濃桃山陶を使って、例えばお茶を楽しんでいただく体験の紹介、それから、例えばなんですが武将の甲冑着つけ体験を観光交流館でやっておりますけれども、そういった体験の提案など既存の広報媒体で発信するとともに、今SNSを活用して効果的な広報も進めていきたいというふうに考えているところでございます。私からは以上です。

○委員長（松尾和樹君） 質疑はございませんか。

○委員（田上元一君） 前半のところについては、理解をいたしました。

後半のところですが、よく外国人が日本に来てどこへ行くかということでアンケートを取ると、東京が1番で、京都が2番で、3つ目が田舎というキーワードがありまして、要するにそれをSNS等で発見して、そこにたどり着くみたいなのが外国人にとっては非常に大きな今のツーリング、あるいはインバウンドの大きな特徴だということが本等にも書いてあります。

それで、先ほど観光課長が申し上げたように、お茶であるとか武将だとか、いわゆるリソースとしてはたくさんあるので、それはすばらしいことだと思うので、それをどう戦略的にやっていくかということなんですね。それは、市役所単体ではできないことではないですし、観光協会であるとか、あるいは商工会議所とか、可児市にあるいろんな皆さんのお力を借り

ながらネットワークをつくっていくというのが恐らく戦略ということになると思うんですね。その辺りというのは何か、今は考えていないということですが、ないというところですが、今後に向かってはどのような戦略を御予定しているのか、その辺りはどうでしょうか。

○観光課長（渡辺博生君） ありがとうございます。

御提案いただいたとおり、例えば甲冑の着つけ体験という例を出させていただきましたが、そういったところは観光協会のほうでお願いをしているというところがございますので、そういった観光協会、また商工会議所ということもありましたけれども、商工会議所と協議をする中では、このインバウンドというお話も出てくることもございますので、ちょっと商工会議所とも調整をいろいろ今後させていただきながら、戦略的にという御指摘だと思いますけれども、そういったところも踏まえて地域の皆さん、まだ地域、市民の団体とか、まだほかにもあると思いますので、そういった項目というか提案できるものを観光課で所管をさせていただいて、提案をしていきたいというふうに思っておるところでございます。以上です。

○委員（田上元一君） 今日の質疑は、要するにインバウンドをやっておらんで何やっているんだとか、そういう話ではなくて、先ほども申し上げましたが、いわゆる地方創生の中でのインバウンドというのは非常に大きなリソースになっているよという話があります。今は大体20%強で外国の来訪者の方が増えていると。そういうのをどんどん取り込む中で、可児市の魅力を発信していくという意味では、インバウンドという戦略が新しい可児市の行政の施策として重要な位置づけになるのではないかなという問題意識とともに、提案みたいなことになるので、今日の時点でこれはやっているからいいとか悪いとかという話ではないのですが、そうしたことを今後の可児市の行政とか観光戦略とか、あるいはそういうところにきちんと、きちんとというか組み込む中で、長期的な戦略を立てていただきたいというのが今日の私としての主意なので、そこについては共通認識ができたということよろしいでしょうか。

○観光課長（渡辺博生君） 委員御指摘のとおり、インバウンドというのは大切なもの、大切というか重要視していかなければいけないというふうに思っておるところでございます。

長期的に見るとということもあるかもしれませんが、まず可児市の先ほど申し上げた具体的に取り組んでいけそうなところを積極的にSNS等でPRをしながら、少しでもインバウンドが向上できるように取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○委員長（松尾和樹君） すみません、暫時休憩します。

休憩 午前9時40分

再開 午前9時41分

○委員長（松尾和樹君） それでは会議を再開します。

ほかに発言はございませんか。

○経済交流部長（小池祐功君） それでは私のほうから観光施策を取り巻く現状、インバウンドも含めて、簡単に今の市の施策の考え方をみたいなところを、ちょっとかいつまんでお話

をしたいと思います。

さきもお話がありましたように、昨日の予算決算委員会の中で、市のインバウンドの対応については出遅れ感があるというような御指摘もございました。

確かに可児市の観光というのは、議員の皆様も市民の皆様もいろいろ既に感じているかと思うんですが、例えば飛騨高山といえば古い町並みというようなところがすぐイメージされて、下呂市といえばすぐ温泉街というところがイメージされますし、隣の犬山市でいえば犬山城というようなところがぱっと浮かんで来て、多くの人を訪れて、多くのお金を落とすというふうな観光資源があるんです。

しかし、可児市にはそういった多くの人を訪れて、多くのお金を落とすというふうな商業的に成功するような観光資源がなかなか見つからないというのが現状でございます。そして、ずっと今でも何を観光資源にして、どう人を集めていくかということを試行錯誤しているというのが状態ですが、そういった中、続けていく中で、今一番手応えを感じているのが、美濃桃山陶の聖地という茶の湯の文化と、あと戦国山城の文化、この2つ、これが今後、この先詰めていく非常に大きな焦点になってくるのではないかなと思っております。

インバウンドに関しましても、先ほど課長からお話がありましたように、誘致の戦略といったようなものはなくて、現時点では今の観光資源、茶の湯の文化や戦国の文化を磨き上げる中で、観光客の一部として外国人の観光客も迎え入れる施しをしていくと、そんなようなところで、今インバウンドがぐーんと来ているからインバウンドに向けた観光施策を打っていく、戦略を取って打っていくというのは、ちょっと方向性が違う。観光資源を見極めて、そこでインバウンドが入ってくるならば、それに施しを加えていくと。そんなようなところかなというふうに思います。

しかし、今田上委員からお話があったように、インバウンドというのはこの先ずっと重要性を増してくるというのは、多分経済状況も円安が続くというようなところを考えると、インバウンドというのは恒常的にずっと伸びていくと。さらに都市部だけの外国人の観光が飽きてくると、今度地方にもそれが及んでいくというところは重々承知しておりますので、戦略的な視点というのを持っていくというのは非常にこの先必要なというふうに思っておりますが、ただし、戦略といいますと、どうしても行政、PDCAというようなところで、プランをつくるというところにどンドン時間をかけちゃって、戦略ができた段階で、もう観光客のニーズやトレンドが変わっていつちゃっているというふうなところで、何だったんだというような、そういった戦略倒れというか、計画倒れというのが非常に多いというのが、僕は実感しているところなんですけれど。

ですから今後、特に観光施策については、PDCAというような考え方ももちろんいいと思うんですが、まずトライしてみる、トライ・アンド・エラーみたいな形で、今の現状のところにトライして、もしそれが駄目なら次をやってみるというようなトライ・アンド・エラーを続けながら、最終的にある程度の戦略が完成していくと、そんなようなところで進めていきたいというふうに思っているのが現状でございます。以上でございます。

○委員長（松尾和樹君） 発言はございませんか。

○委員（亀谷 光君） 今部長がおっしゃったこと、よく分かります。

ちょっと参考例ですけれど、やっぱり国際的に可児の資源をとすることは難しいものですから、簡単に言うとループ状に計画をすると。例えば犬山市にインディゴというホテルができました。これは、インバウンドを最たる外国人がたくさん来ているんですね。そうすると、あの人たちは何しに来ておるかという、日本の城、日本の茶道を見に来ての人が結構いるんです。

ついでに、可児市の美濃金山城の金山越についてメディアが今一生懸命頑張っておるんですけど、あれが、私もちょっと二、三、中国の方を御案内したんですけども、あそこのホテルインディゴに来て、犬山城って何だろう、だけど、行政間の関係で、犬山市は犬山城、こっちはということで金山越についてはなかなか表に出ていないんですけども、やっぱり外国から来た人たちは、よりディープに歴史を見ようという観光客が結構いるんですね。

せんだって私も2つのグループの人に出くわして、ある人が実はねという話で金山越の件で、犬山城は金山城だったというのが、今いろいろ民間でやっていますけれども、そういうふうに、言わば可児市に国際、いわゆるインバウンドと呼ぶには、ああいういわゆるホテルインディゴのような、ああいうところが一番直に可児市を紹介できるかなと思っています。

したがって、簡単に言うと、今でいう可児市をダイレクトにインバウンドというんじゃなくて、近所にあるループを利用すると。犬山市に来たインバウンドを可児市のほうに誘致するために美濃金山城があると。これを深く掘り込んでやるといいし、名鉄エージェンシーという企業があって、そういうことを専門にやっておるプロの人がいるんですけども、そういう人たちにも可児の今の美濃金山城、それから、ひいては美濃桃山陶の聖地も併せて、そういうプロの人たちに可児の営業をかけるということをしてやるのが近道ではないかなとも思うんです。

というのは、さっき言ったようにホテルインディゴに来て、犬山城を見ようと。よく振り返ったら、あそこに金山越があったということに来ての方が結構、私も六十何人ぐらい金山城に見えたんです。それは、ホテルエージェンシーが、いわゆるインディゴというホテルが名鉄なんですけれども、そこへ売り込むというようなことも一つの戦略ではないかなと。当然飛騨市、下呂市、そういうのがあるんですけども、近くにそういったものがあるものですから、それとネットワークを組むようなインバウンド方式で、ループ状にやるとどうかなというような思いがあります。以上です。

○委員長（松尾和樹君） 質疑はよろしかったですか。

○委員（田上元一君） 先ほどの部長のお話は重々よく分かりまして、別に計画をつくれと言っておるわけではなくて、観光がオンタイムに、それからリアルタイムに進めていくものだと、それもよく分かっています。なので、できることからやっていきますというのもそのとおりです。

ただ、今の全体の状況ということでいえば、取り込めるものはどんどん取り込んで、どんどんやっていってくださいよというのが自分の問題意識なので、別に計画をつくってPDCAへ回すようなことは全然言っていません。

むしろ、そうではなくて今ある資源をどう生かしていくかのために、今ある可児市の資源、資源というのは人的資源もそうですけど、そういうのを有効に活用して、オンタイムでやっていってくださいという話なので、そこについては恐らく共通していると思うんですね。だから、逆に言えば計画倒れにならないように、今ある資源、それから今あるものを生かして、どんどんリアルタイムにオンタイムにやっていくようにしてください、そのために何ができるかというのを一生懸命考えてくださいねというのが今日の問題の趣旨なので、そこについては御理解をいただけるかなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（松尾和樹君） 質疑はよろしかったですか。

ほかに質疑はございませんか。

ほかにございませんか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、事前質疑(3)担い手（委託先）への市の対応についてを議題とします。

提出者の天羽委員に説明をお願いします。

○副委員長（天羽良明君） 担い手（委託先）への市の対応についてお伺いします。

高齢や担い手不足などの理由から、農地を年間で管理委託している方（農地所有者）から、特に大豆を植えている場合に耕作放棄地のような状態になっていると聞くことがあります。市としてこの状況を把握していますか。また、良好な農地管理の在り方について、どのように考えられるのか。

○委員長（松尾和樹君） それでは、この件に関して執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（山口智司君） お答えします。

認定農業者などの受け手が、耕作の継続が困難となった農家などの出し手から農地を借り受けたものの、十分な管理が行き届かず、耕作放棄地のような状態になっている農地があることは把握しています。実際に景観上の苦情も寄せられており、その都度現地を確認した上で受け手に指導をしています。また、受け手の団体から成る認定農業者連絡協議会の会議の場においても、農地の適正な維持管理に努めるよう依頼しているところでございます。

受け手も人手不足が慢性化している中で、一旦借り受けた農地などで出し手に返還するようなことはできる限り行いたくないという苦しい事情もあるようです。

次に、良好な農地管理の在り方についてですが、良好に農地を管理していく主体義務者は、基本的には土地所有者であり、あるいは認定農業者など受け手であると考えています。しかしながら、土地所有者の高齢化、後継者不足などの理由で適正な維持管理が困難になっているケースが増えているという現状があります。

農地は単なる米、野菜、果樹などの耕作地というだけではなく、国土の保全、水源の涵養、

良好な景観の形成など多面的な機能を有する社会的共通資本であるので、行政、地域、土地所有者が一体となって維持保全に努めていくことが大切だと考えています。以上です。

○委員長（松尾和樹君） 質疑はございませんか。

○副委員長（天羽良明君） この夏は特に暑くて、6月頃からカメムシの注意報なるものが、岐阜県の場合5回か6回出たということで、最初のうちは6月、7月は米に対しての注意的なものだったんですが、秋になってきて大豆の時期になると、大豆に特化したカメムシの注意報が出ていたという状況になっておりまして、地域でも、居酒屋に大豆を納めてみえるぐらい上手にやってみえる方から私は毎年分けていただいていたんですが、今年はちょっと大豆がうまくできなかつた。それは暑さによるものと、あとはそういったカメムシによるものという話だったんですけども、委託されているところの場所も、今日現在も通りかかったら収穫がされずに、そのまま草は収まっていますね、寒いからいいんですけど、大豆自体が収穫されずに残ったままという状況を見ていると、すごくもったいない感じがしますが、その辺はちょっと指導されているのでしょうか。収穫を心がければそういうふうにはならないような素人考えは持っておりますが。

○産業振興課長（山口智司君） 収穫量が、可児市は大豆については特に少ないというところは、データからも出ているようです。

それは原因としては、やはり管理が行き届いていないというところがあると思いますので、その辺のところは受け手、認定農業者には適正な管理というところは指導をしているところで、また継続してその辺のところはまた指導していきたいと思っております。

また、カメムシの被害についてですが、特に被害が大きいのは、果樹の被害は特に大きいということでJAからも聞いておりまして、可児市内において、米については特に被害は、耕作者からの被害は特にJAには入っていないというふうには確認しているところです。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんか。

質疑はよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前9時56分

再開 午前9時57分

○委員長（松尾和樹君） それでは会議を再開します。

3. 報告事項(1)可児市職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○市政企画部長（渡辺勝彦君） それでは、これも人事課長欠席なので、私のほうから御説明をいたします。

次議会では、令和6年5月15日に公布された国家公務員等旅費に関する法律の改正に基づき、可児市職員の旅費に関する条例を改正し、宿泊料は定額支給方式から実費支給方式に変更し、旅費の計算等に関する規定の簡素化や、旅行者に対する旅費の支給に代えて旅行代理店等に対する直接の支給を可能にする旅費の支給対象の見直し等を行いたいと考えております。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ただいまの説明に対する質疑はございませんか。
よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(2)可児市職員の給与支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○市政企画部長（渡辺勝彦君） それでは、これも同じく次議会で令和6年8月8日の人事院勧告に基づき、令和7年4月1日適用分について、可児市職員の給与支給に関する条例を改定し、給料表3級以上について国の給料表改定に合わせた底上げを行うことや、そのほか扶養手当、管理職特別勤務手当等の見直しを行いたいと考えております。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ただいまの説明に対する質疑はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで、10時15分まで休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時08分

○委員長（松尾和樹君） それでは会議を再開いたします。

次に報告事項(3)一般社団法人カニミライブの特産品開発商品の発売についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○産業振興課長（山口智司君） 御説明します。

一般社団法人カニミライブの第1弾となる特産品開発商品かにたろうクッキーの発売については、既にお知らせしていただいておりますが、先ほど現物も御用意して見ていただきましたが、改めて御説明させていただきます。

初めに、本商品の素材に里芋を選んだ理由を、こちらは改めてになりますが触れさせていただきます。

可児地域で生産された里芋、土垂という品種は、昭和20年から30年代には関西方面へ大量に出荷されておりました。これらは品質の高さで評判を得て、赤エフというブランド名で広く

流通していた名産品であったこと、そんな誇らしい歴史から、可児市の里芋の魅力や自慢できる特産品ということをも市民の皆さんに再発見、再認識してもらいたいという思い。また、使用する里芋は本来市場には出回らず、場合によっては捨てられてしまう親芋や規格外品を活用することで、サステナブル持続可能な社会に寄与できる、こうした思いが込められています。

なお、昨年度からの地域商社の事業の説明の中で、里芋を使ったサブレを商品化予定と話しておりましたが、様々な検討の結果、先ほど召し上がっていただきましたが、棒状のクッキーとし、コンフィチュール、ジャムですね、ジャムも合わせることで味変も楽しめる商品となりました。

商品のラインナップは4種類となっています。かにたろうクッキー、これは単品のものです。大体13本から14本、15本ぐらいが入っているもので、価格が税込みで324円。コンフィチュールが2種類で、栗と蜂蜜で、こちらも同じく税込みで324円。ギフトセットが、こちらは単品のものが4つと、コンフィチュールがそれぞれ入っておりまして、税込みで1,944円というふうになっております。

蜂蜜は可児市で生産された可児育ち、パンフレットもお配りしておりますが、の認定品を100%使用しております。栗も全部ではありませんが、可児市産の特選されたものが使用されております。

発売場所ですが、無印良品ヨシヅヤ可児店のほか県内の数店舗、それから恵那川上屋咲久舎可児御嵩インター店、JAめぐみのとれったひろば可児店と味菜館、道の駅可児ツテ、湯の華市場、ぎふワールド・ローズガーデン。

この中で味菜館は、この全部ではないんですが一部販売が開始されているところです。そのほかについては、まだ時期は確定しておりませんが、これらの店舗については常設販売ということになります。今後、ECサイトや百貨店や大型スーパーなどの販路拡大が予定されております。

次に、令和6年11月23日以降のオープニングの特設販売の実績についてです。

4日間、記載のとおり特設販売での販売を実施しまして、売上げ、購入者は記載のとおりとなっております。試食もありましたので、たくさんの方から感想をいただくことができました。とてもおいしいということと、可児市産の里芋、蜂蜜が使用されていることにとても親しみが持てると。また、これまで可児市のお土産と言えるものがなかったので、これからは実家に帰るときにぜひ使いたいというような声もいただいたところです。

今後も12月14日、今月の土曜日、とれったひろば可児店と、22日には湯の華市場でまた特設販売を予定しておるところです。

次に、情報発信ですが、こちらも時期が確定はしておりませんが、LPサイト、ホームページの簡易版のもの、Instagramにかにたろうのアカウントを取っての開設、また地区センターまつりなどの地域イベントへの出店、また岐阜駅にある県産品のアンテナショップへの出品等が予定されております。

最後に、今後の事業展開ですが、こちら昨年度からの地域商社の説明の中で触れておりますが、可児育ちの認定品を中心に、里芋以外の素材も検討し、第2、第3の特産品開発を進め、バリエーションの拡大が予定されています。

また、今回のかにたろうクッキーは恵那川上屋との協働によるものでしたが、市内の別の事業者との特産品開発や、特産品開発以外の事業についても取り組んでいくことが見込まれているところです。以上でございます。

○委員長（松尾和樹君） それでは、ただいまの説明に対する質疑はございませんか。

○委員（澤野 伸君） すみません、ちょっと1点だけ。

前もちょっと里芋に関して少しお聞きしたんですけども、生産者というか、私が感じるところでも作っていらっしゃるところがほとんどないですよ。農家というか、兼業でもほとんどもう見受けられなくなって、土田地内で昔は非常に多くの方が携わっていたのは記憶しておるんですけども、そうしたいわゆる原材料の確保なんていうのは、これ商品はすばらしいアイデアで進めていただいているのは大変うれしいんですけども、原材料の確保なんていうのは、どういった見通しでやられているのかなというふうに。蜂蜜は、もう今こういうものでも見させていただいておりますけれども、ちょっとその辺をお聞きしたいと思ひまして。

○産業振興課長（山口智司君） 原材料の確保ですが、里芋をパウダー状、ペースト状にするということで、商品に占める里芋の素材の割合としては、正直かなり低いところがありますので、今のところの生産目標、計画については、今現在生産されている量で賄えるというところはございますが、今後これがもし爆発的に、それはうれしいんですけど、そういうようなところになってきますと、今、さといも塾からの仕入れというところですけど、それがまた広がっていくというところになると、非常にいい循環が生まれていくかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（田上元一君） 情報発信のところのランディングページとインスタグラム、まだということですが、いつ頃立ち上がる予定でしょうか。

○産業振興課長（山口智司君） これも当初は年内、発売と同時期ぐらいというところで進めておったんですが、これも事業としては良品計画が担っているところですが、担当の業務のところではなかなか進まずに、ちょっと遅れているところですが、もちろん年度内には立ち上げるというところで進んでいくというふうには聞いております。

○委員（田上元一君） 令和6年3月のこの当初予算のときに、答弁で事業計画の概要を含め、地域商社の目的や役割、事業内容についてはホームページを立ち上げて、市民の皆さんに御覧いただける環境を整える予定ですよという答弁がございましたので、例えば、これから立ち上げられるランディングページとかインスタグラムの中で、そういうこともつまびらかにしていくということよろしいでしょうか。

○産業振興課長（山口智司君） はい、そのとおりでございます。

○委員（田上元一君） 例えば、これも3月のときに問題になったというか、定款にきちんと再販ですとか収益が再分配どうのこうのとか、そういうところも書かれてあるんだろうとかか、地域課題がどうのこうのという話も盛んにありまして、それも今、我々はちょっと定款とか理事会の様子とか、そういうのは分からないので、これからそうした詳細のところまではあれですけど、そうしたものも、そういったランディングページとかインスタグラムの中で市民の皆さんにお知らせをしていかれるという理解でよろしいですか。

○産業振興課長（山口智司君） 定款について、ランディングページに掲載を予定しております。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんか。

○委員（田上元一君） あともう一つですけど、第2、第3をとということですが、たしか3年間は里芋でいくみたいな話があったような、それは違うんですか。

○産業振興課長（山口智司君） 3年間をめどに里芋を素材とした商品開発ということでは、この第2、第3というのは、3年を待たずして、場合によっては開発になることもあるかもしれないというところで述べさせていただきました。

○委員（田上元一君） それは当然、収益とかも勘案してということになると思うので、そこも要するに事業の、これは恐らく収益とか、また決算とかで御報告があると思うんですけど、そこを踏まえて、また第2、第3というのを理事会等で検討していかれるという理解でよろしいですか。

○産業振興課長（山口智司君） 素材、商品についても、当然収益性のあるもの、利益が確保できるものというところで十分にカニミライブのほうで協議をして、商品化にするということでございます。

○委員長（松尾和樹君） ほかにございませんか。

○委員（板津博之君） 今ネットで調べたところ、他にもかにたろうという商品があるようなので、そっちとの競合になっていくかなと思いますけど、このかにたろうという一つの、さっき産業振興課長もその商品の中に説明書きがあるという説明でしたけど、それをプラットフォームというか、一つのかにたろうブランドみたいな感じで、ほかの可児育ち、今後、認定品を中心に里芋以外の素材も検討して商品化していったときには、全てをかにたろうという商品名という形でやっていかれるのかどうかというのは分かりますか。

○産業振興課長（山口智司君） それは一つのいい案だというふうにお聞きしましたので、今後そういったことが理事会で協議されて、いわゆるかにたろうを冠した商品なんていうことも展開としてはあり得るかなというふうには思います。以上です。

○委員長（松尾和樹君） それでは、ほかにございませんか。
よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項(4)可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業についてを議題とします。

この件に関して執行部の説明を求めます。

○企業誘致課長（原文政君） 可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業における報告事項の3点についてお話しさせていただきます。

初めに工事の進捗状況、次に経営戦略及び投資財政計画の変更、最後に分譲決定企業の現状と企業誘致の状況についてであります。

それでは、工事の進捗状況です。

資料の10ページを御覧ください。

第二工区内の造成工事につきましては、令和5年度より着手し、工期は令和7年2月28日となっております。11月末の進捗率は89.5%となっており、工期内の完成を目指して順調に進んでいるところでございます。

次に、経営戦略及び投資・財政計画の変更について報告いたします。

資料11ページからとなります。

当該事業は、地方財政法の第6条により公営企業として定められまして、特別会計を設けて行う事業であります。

令和元年の事業決定後、令和2年3月議会に特別会計の設置に合わせ、経営戦略及び投資・財政計画を作成し、議会説明をさせていただき、その後、年度の決算認定をいただいた後の12月議会に決算を反映した変更報告をさせていただいております。

今回は、さきの9月議会において令和5年度の決算認定をいただきましたので、令和5年度決算並びに第一工区の2区画の売払収入がありましたので、それらを考慮した変更となっております。

資料11ページから17ページが経営戦略となっております。

そして、18ページの表、こちらが投資・財政計画となっております。

経営戦略と投資・財政計画はつながっておりますので、説明は18ページの投資・財政計画（収支計画）で行いますので、よろしくお願ひします。18ページはA3判の紙でも配付しておりますので、そちらを御覧ください。

それでは説明に入ります。

まず、公営企業会計は、収益的収支と資本的収支に分けられます。収益的収支とは、事業活動を進めるために必要な経費の収支でありまして、資本的収支とは、事業を進めるために必要な資産の取得に関わる経費の収支です。

それでは、まず収益的収支における収入になりますが、(1)の営業収益、アの土地等の売却収益については、前年度より変更はありません。分譲単価1平方メートル当たり3万4,500円となっております。売払面積は約12万4,990平方メートルで、分譲収益を約43億1,200万円と見込んでおります。令和6年度に関しましては、第一工区のナンバー2とナンバー3の土地等の売却収益が約9億4,900万円ありました。

次に、他会計借入金となりますが、これは分譲収入が入るまでの事業運転資金に当たり、具体的には後で説明いたします営業費用と支払利息の支出に対する一般会計からの一時的な

借入金であります。当該事業が完了する令和11年度に返還する予定でございます。

次に、支出としまして(1)営業費用でございます。これは開発管理費で、開発区域の適正な管理費用と、また早期に企業誘致を進める上で必要な企業誘致対策経費であります。

続いて、(2)営業外費用のアの支払利息でございます。計画利率は0.6%ですが、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年度にはそれぞれの実績の利息0.2%、0.195%、0.395%、0.425%を反映させまして、現計画では前回説明させていただいたときより約2,700万円の減となっております。

イの他会計繰出金ですが、これは最終的に事業を終了し、清算した残金を一般会計に戻すもので、全体収支の増減によって変動しますが、現計画では約3億4,500万円となっております。

続きまして、資本的収支に移ります。

まず、資本的収入です、まず(1)地方債です。

昨年度は借入金額を約39億4,000万円に設定しておりましたが、今回2区画の売払収入がありましたので、今年度は新たな借入れを取りやめましたので約36億7,800万円となりました。

続きまして、(4)国庫補助金です。

事業における市道の改良において、補助金収入として合計で約1億2,970万円となりました。

続きまして、資本的支出に移ります。

まず、(1)建設改良費です。

この事業における建設改良費は、工業団地造成と市道改良に分かれております。

公共支出である市道においては、一般会計からの負担金と国からの補助金が財源となり、本体の工業団地の造成は地方債が財源となります。前回令和4年度決算時点では約48億4,000万円でしたが、令和5年度決算時点では約47億8,000万円となり、約6,000万円の減額となりました。これは、令和5年度の事業費に関して、コスト管理縮減に努めた結果であると考えております。

次に、(2)の地方債償還金です。

今年度、2区画の分譲収入がありましたので、7億1,000万円繰上償還を行いました。昨年同様、本計画では令和8年度から始まります定期償還に対して4年間で返還する計画となっておりますが、今年度同様、土地の売払い状況を鑑みて、その都度資金ショートを起こさない範囲で繰上償還を行ってまいります。

最後に、現時点での一般会計からの受入額について説明いたします。

一番下の一番右の欄を見ていただくと分かるんですが、これは本事業における一般会計からの受入額で、この事業における市道の改良に係る事業費から最終的な精算金を引いた金額で、実質の一般会計の負担額となります。前は約4億7,700万円でありましたが、現時点では4億を切りまして約3億9,800万円であります。ですので、前回よりも約7,900万円

の減額となっております。

経営戦略はこの数値の計画が文書化されたものであるため、併せて確認いただければ幸いです。

最後に、分譲決定企業の現状と企業誘致の状況について報告いたします。

第一工区におきましては、ナンバー2の区画のY. S. PANERIO株式会社という会社に分譲が決定したわけですが、今もう現在、土地の造成工事を既に11月から始めておりまして、令和8年春の操業開始を目指して工事を進めているところでございます。

そして、現在の誘致状況であります、8月から第二工区に分譲を2区画開始しております。

企業誘致に関しては粛々として行っておりますが、数社と現在交渉を行っている段階であります。企業名等の詳細な報告につきましては、まだ発表することはできませんが、双方調整の下、公表できる段階になりましたら、改めて発表いたします。

以上で、可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業の現状の報告を終わります。

○委員長（松尾和樹君） それでは、ただいまの説明に対する質疑はございませんでしょうか。質疑はよろしいでしょうか。よろしいですかね。

〔「なし」の声あり〕

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了をします。

ここで暫時休憩とします。

なお、以降の議事については委員のみで行いますので、執行部の皆さんは御退席いただいて結構です。どうもありがとうございました。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

○委員長（松尾和樹君） では、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4. 協議事項(1)議会報告会についてを議題といたします。

こちらは昨日の広報広聴協議会の中で説明がありましたが、本日は委員の皆様にも2月開催予定の議会報告会の第2分科会におけるテーマを何にするかについて御意見を伺いたいと考えております。

もう少しこの第2部について簡単な説明をさせていただきますと、第2部においては各常任委員会ごとのテーマで、議員と市民参加者による分科会をそれぞれ実施いたします。市民参加者は、今回は団体などではなく、昨年度と同様に議会だよりなどで広く募集をいたします。そのため、市民の方が参加をしたくなるような引きつけるテーマであったり、取っつきやすいもの、時事的なテーマ、または、やはり大前提ですが今年度委員会で取り扱っているテーマなどになってくるかと思っております。

まずはその辺りについて、自由にお考え、あるいは御提案等をいただきたいと思います。

御意見のある方から挙手をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

○副委員長（天羽良明君） 過去の記憶を呼び起こしておりますと、前大平委員長だったとき、令和6年7月4日に農業の関係、農業委員と、あとは農地利用最適化推進委員と報告会をさせていただきました。

前回は、地域防災について、防災士と自治連合会の連携促進も踏まえて、そういった報告会をさせていただきました。

次に順番ということで、防災、防災と行くのもいいなと迷いつつ、ちょっと農業、耕作放棄地、先ほど一般社団法人カニミライブの商品の話もありましたが、次またそういった農業という部分について、今度は農地の管理者とか作り手の部分ではなくて消費者の立場ですね。

今、お米が例えば1.5倍から1.6倍にスーパーに並んでいる価格が高くなったり、以前野菜でいえば、エノキが3つで100円で買えたものが2つで100円とか、実質的には値上がりが起こっております。そういった消費者の目線で考えたときに、実は11月30日にとれたひろばで、昔で言ったら多分農業祭的な話だと思うんですが、農業のイベントがあったそうです。そのときにお米、野菜を求めて若い方々がすごく興味を持って、大勢の方が駆けつけたということで、やっぱりお米が高いものが安く買えるのを求めているというのもあるんですけども、食の安全とかに関する関心が高いのかなというふうに思いました。

また、一般社団法人カニミライブのほうでは里芋に力を入れていくとか、商品に結びつけていくというような動きもありますし、総務企画委員会の活動スキームの中にこれからも一般社団法人カニミライブの連携なんかもあるんですけども、こういった消費者の目線のところにスポットを当てて、現状、市民の声を聞いたり、フリースピーチに結びつくか分かりませんが、そういったもうちょっと食のことについて掘り下げて、そういったテーマで、行く行くは農地と耕作放棄地の解消に結びつくような、消費者からちょっと作り手、そんな耕作放棄地にしておくんだったらちょっと作ってみようかなとか、そういった可能性も秘めているような気もいたしましたので、耕作放棄地の活用とか、若い方の就農環境の育成ということも含めて、そういった消費者の部分にスポットを当てた声を聞けるような報告会にしてはどうかとふうに思いました。

防災については、もちろん議会報告会を終えて、皆さんと解決していかなければいけない問題として問題意識は持っておりますし、後ほどあるかも分かりませんが、一般質問なんかで市民の皆さんが言っていた水の確保の問題とか、防災無線のデジタル化についても大きな予算が投下もされておりますので、そういった問題意識も持つてはおるんですが、今回はいま一度、食、農業に向けたテーマでやってはどうかというふうに思います。

○委員長（松尾和樹君） ありがとうございます。

それでは、ただいま天羽副委員長からは農業、とりわけ消費者目線の農業ということで発言がありましたが、あと中には防災というキーワードも出てまいりましたが、皆様のお考えをお伺いしたいと思いますので、テーマそのものでもいいですし、自由に御意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○委員（亀谷 光君） 実は勉強不足なんですけれども、農用地でAとBとありますよね。

それで、簡単に言うと、耕作する、持っている人たちが非常に悩んで、それをなかなか手が空かない、年寄りで変えられないということで、B農地の所在、形をできるだけ早く変えてほしいと。これは農業委員会の議論だと思うんだけど、そういう用途の、条例では10年ということになっているんだけど、私は帷子地区ですけれども、この方たちからも、もう草刈るのも高齢でなかなか面倒見られないとあって、ぼうっと生えちゃうのね。それを可児市の中でそういう関係の人を集めてというか議論をして、B農地に変更する、いわゆる壁を、何とかな壁じゃありませんけれども、それを緩和する方法の議論をしてほしいという、私はですよ、帷子にはそういう方が結構ありましてね、いずれ先には、もう5年先にはできんというのも圧倒的なんですよ。そういったことをもう一回、そういう関係の人たちとの議論をする場所を、プラットフォームというか、そういうものをうちの委員会で議論をする、聞く、市の条例をある程度変更していくような議論ができていけば、現実どこへ行っても耕作放棄地と言っちゃいかんですけれども、ああいうところの始末に困っている農民の方が物すごいいるんですわ。なのでそこをそういったテーブルをつくる場所を、この委員会でこさえたらどうかという。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ありがとうございます。

農業に関する意見が今、亀谷委員からありましたけれども、そのほか、皆さん。

○委員（澤野 伸君） 消費者的なスポットとあって、テーマがすごくよく分からないということ、亀谷委員がおっしゃったやつは、農業推進と真反対の話で、開発の方向性ということで、いわゆるテーマがすごくぶれぶれなんですけど、何をという、今ちょっと聞いていてもよく落ちてこなかったの。

亀谷委員が言われるように、もういわゆる農業推進ではなくて、都市化に向けてとか、開発に向けてのB農地解除等々の部分で、開発に向けた施策を打つべきじゃないとか、人口増というか、若い方の世代をこちらに寄せるための施策という部分で開発に向けたほうがいいということでお聞きをするということのテーマならよく分かるんです。

副委員長がおっしゃったような農業振興の関係での消費者目線という、ちょっとテーマがよく分からないんですけれど。

なので、全くちょっと相反する部分があるんじゃないかなということなので、これは委員長、どういうふうに仕切るんですか。

○委員長（松尾和樹君） 今の確かに澤野委員の言われるとおりで、お二人の発言を聞く限りにおいては真反対を向いているので、それをどちらにしますかという話ではないんだろうと思うので、まずは皆様がどういうふうに考えているかということはお伺いしたいというふうには思っていますので、できましたらお一人一度は御発言いただいて、総務企画委員会のテーマをどうするかということに対する考えをまず出し合うという段階だというふうに捉えています。それを聞いた上で、方向性は皆様とお話をし進めていきたいというふうに考えております。

今の段階においては以上です。

よろしいですかね。お分かりいただけますかね。

○委員（田上元一君） 私は、防災が何か一番分かりやすい、市民の方も参加しやすいテーマだと思います。

今年でいえば能登半島地震がありました。それから9月には豪雨災害、能登半島だけじゃなしに東北から北陸にかけてございました。それから、国の基準もこれから変わろうとしています。大きな流れの中で、防災といっても幾つか視点があるので、どこを視点にするかというのはもう少し絞り込まなきゃいけないけど、市民の方が発言しやすいグラウンド、フィールドをつくるという意味では、防災が一番取っつきやすいテーマではないかなと思いますし、我々にとっても市民の方の声を聞いて、それを政策に反映するという意味では、直接お聞きするいい機会になるのではないかなと思っています。

それがちょうど、先般の防災士と地域の代表の方々ではなくて、一般市民の方々からの声ということでいえば、その地域の代表の方々あるいは防災士の専門家の方々の声、それから一般の方の声ということで、いろんな形での声が集まって、総務企画委員会としての一つの方向性が今期までに出せるということではいいのではないかなというふうには、私は思っています。以上です。

○委員（澤野 伸君） 私も防災のほうだと思います。

広く市民の、セクションで呼ぶということであれば、亀谷委員がおっしゃったような部分は僕は面白いと思うんですけど、今回広く一般にということになると防災のほうはよろしいかなと思います。

その中で一つ、やっぱり防災無線のデジタル化で今回新しく方向性が出たということ、それから、令和6年は非常に震災、また風水害等々の災害が多い年だったということ踏まえて、備えるという部分での市民一般の方がどう対応するか。自ら備える部分と、公的な部分ともあろうかと思うんですけど、そういった幅広く意見を聴取するというのではよろしいかなと思いますので、議会側からもそういった防災無線のデジタル化については少しお話ができると思うので、そういったものをどう感じていらっしゃるか。

一昔前は消防団の、火事がうるさいという、多分ほんの一部の意見だったと思うんですけど、それでなくなってしまったという経緯もあるんで、そういったことも少し今の方々の意識なんかも聞いてみるというのも、私はよろしいかなと思います。以上です。

○委員長（松尾和樹君） 御意見ありがとうございます。

○委員（板津博之君） まず、副委員長の話でいうと、もしそのテーマでいくのであれば、さっきのまさに可児育ちとか、そういった可児市が今進めておる施策に絡めてテーマにするのがいいんじゃないかとは思ったんですけど。

農業の件は、やはりもう既に前回やっていますので、ちょっとそこはもう今回は取りあえず、勉強会も来週控えておりますし。

結論ですね、私も実は防災なんですけど、今澤野委員には拾っていただいてありがたいん

ですけれども、防災無線のデジタル化というのは、まさに今まで、これは市民の皆さんあまり分かってみえないかもしれないんですけど、議会としてデジタル化してくれということを言っていたにもかかわらず、執行部はアナログの状態でだまされ使っていきますよと。すぐメールとかでという、この前の私の一般質問じゃないですけど、それが今回やる、2か年かけてやると、6億5,000万円かけてやるということなので、それも一つ、皆さんが防災、日頃防災行政無線についてどのように考えておられるかというのも、今後に向けてお聞きするのも一つですし、また今回、私は広聴部会なんで、今回はどこかの団体とというよりは、いろんな市民の方に参加をしていただいて、取っつきやすいテーマでやってくださいという広聴部会での話だったんですね。それを踏まえると、やっぱり防災というところであれば、今回も予算質疑で中間報告もありましたけど、例えば地域防災力向上事業も田上委員が聞かれて、前年度よりは件数も増えていてということで、そういったこと、それから防災カメラの設置補助金についても、これ私ちょっと中間報告で深くは言いませんでしたけど、2件しか実際、来ていないんですね。そういったことも実際は周知されていないんじゃないかということも踏まえれば、特に2月に議会報告会をやるということは、予算審査の前にやるということなんで、現状やっている事業についてのことも市民の方にお知らせをして、その上で御意見をお聞きすれば、次年度予算なりにも反映していけるという意味合いで、やはり防災、大枠では防災で、そういった今市がやっておる事業についてお聞きするということがいいんじゃないかなというふうに思います。以上です。

○委員（大平伸二君） 皆さんの御意見ということなので、私も防災のテーマでいいと思っております。

総務企画委員会としては、ずうっと取り組んできているテーマなので、これを継続して新年度の予算に反映させるというのが一番ベターなテーマかなと思っております。

農業施策はまだ私どもも調査・研究している段階なので、農業施策は次のテーマとしてやっていただけるのがいいのかなと思っております。以上です。

○委員長（松尾和樹君） それでは、ありがとうございます。

お一人ずつ御発言いただきました。お話の内容を聞いておりますと、皆さん防災の話をテーマにしてはどうかという声が多かったように感じますが、いかがでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、防災をテーマということで、さらにどこを切り口にするかということですね。先ほどの意見の中にもありましたけど、様々な切り口がありますし、新規事業も含めてそうですし、どの辺りに視点を置くかということについて、何か御意見等がありますか。

なかなか難しいですかね。

○委員（大平伸二君） 板津委員も、それから澤野委員も言われたように、今回防災無線の見直しはされたんで、それが大テーマでいいんじゃないでしょうか、私はそう思いますけど。

それ以上このものに対してというようになると、大変防災も広いんで、絞ったほうがいいと思って、僕は防災無線についての御意見を市民から、各団体に限定するんじゃないかと、市

民からいただけるような募集をかけて、市民はどうやって防災無線を活用してみえるかということ幅広く聞いたほうがいいんじゃないでしょうか。以上です。

○委員長（松尾和樹君） ありがとうございます。

そうしますと、今大平委員の話でいうと、防災無線のデジタル化についてお話がありましたが、そのほかにも地域防災力向上事業が新しく始まったことであつたり、防災カメラの設置補助金、実績2件しかなくて周知ができていないんじゃないのか。それから、備えという部分で、市民参加者という点で、自助、公助、共助の自助の部分ですね、この辺りをどういうふうに考えているか、どうしたらいいのかというようなのを市民の方に分かりやすい文言にして、まずは間口を広げて、参加していただいた中でどのように進行するのかということ、こういったキーワードを委員会ですらどういうふうに出していくのか、そういったことなのかなと思います。

現段階、今のこの委員会においては、取り急ぎ大枠、テーマとしては防災ということで、それから、一般市民の方に広く参加をしていただくという目的を達成するために、細かいものにするよりは、自助というものを何か市民の方に取っつきやすいような文言にしてテーマを設定するというような方向で考えられるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○委員（澤野 伸君） 今委員長が言われたのがよろしいかと思ひます。

板津委員、そして大平委員からも、投げかける材料は言われたとおりで思ふんで、ただ募集をかけるのには、委員長が言われたように、例えばですけど市民の考える自助、公助、共助とか、そういった皆さんの入り口は、間口は広く投げかけて、こちらからこういった今議会が投げかけて、施策としてこうなつたよと。例えば防災無線のデジタル化ですとか、そういった今、行政のやっていることはこうですよということについてどうですかという投げかけはその中でできますので、まず入り口はそういった格好で入りやすい、市民の皆さんが入りやすいようなテーマでというか文言で出されたほうがよろしいかなと思ひます。

委員長の御意見に賛成いたします。

○委員長（松尾和樹君） どうもありがとうございます。

そのほか、皆さんいかがですか。

今澤野委員がまとめて御発言いただきましたが、よろしいですかね。

〔「はい」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、テーマについては一度正・副委員長で話し合いをさせていただきたいと思ひますので、その点ちょっと御一任させていただきたいと思ひますが、御異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、そのようにさせていただきたいと思ひます。

続きまして、協議事項(2)その他です。

まず、市外視察についてです。市外視察についてなんですけれども、なかなか日程と、それから受け入れ先との兼ね合いで決定することができておらず歯がゆい思いをしておるんですけれども、可能性といたしまして、直近、来月なんですけど、まず皆さんの御都合をお伺いして、その御都合に合わせた受入先があるかどうかということ、事務局と受け入れ先を探したいと思っています。

つきましては2つ、2日間の日程を確認させていただきたいんですけれども、皆様の御都合をちょっと確認していただいてもよろしいですか。1月の末なんですけれども、1月末の1月の20日、21日か、1月の27日、28日のいずれかの日程についてなんですけど、現時点で皆様の御都合はいかがですか。都合が悪いという部分がありましたら気兼ねなく発言していただきたいんですけど。1月20日、21日の月火か、翌週の27日、28日の月火なんですけど、現時点で特に都合が悪いというようなことはなかったですかね。

よろしいですかね。

[「なし」の声あり]

ありがとうございます。

それでは引き続き受入先の調整をこの日程で続けさせていただきます。場合によってはなるべく早く御報告するようにさせていただきたいと思っておりますので、その点も御一任いただいでよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

ありがとうございます。

それでは異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

続きまして、その他事項、もう一つが一般質問についてですね。

前回の委員会からもやっていますが、今回の一般質問を振り返って、この総務企画委員会として今後取り上げていくべき案件などあれば、御意見をいただきたいと思うんですけれども、代表質問につなげるとか、次年度引継ぎにつながる可能性があるなど、様々あると思いますので、気軽に今回の一般質問を振り返っていただきまして、皆様の考えるところ、御意見をいただきたいと思いますが、御意見いかがでしょうか。

今回は防災に関する一般質問が多かったなというような印象を受けています。

どうですか、一般質問の答弁に対して。

○委員（板津博之君） 一般質問、高木副議長の広域での連携とかという話もあったんですけど、いわゆる防災訓練とか、そういう視点だったと思うんですけど、広域でというよりは、昨日の予算決算委員会、補正予算の中で560万円だったかな、医師会で救護機能をいわゆる医師会の中での連携をして、もちろん美濃加茂市、広域でという話もあるんですけど、あれって地域防災計画に後から落とし込むという話でしたよね。でも、本来、このタイミングで補正予算で上がってきたということもそうなんですけど、もうちょっと市主導で、例えば9月の防災訓練でそういった医師会との連携も取りながら救護訓練をやるだとかということもしていかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんです。それは代表質問にまず出ていくよ

うなテーマじゃないかもしれないんですけど、ちょっと昨日の質疑の中で懸念というか、あれはあれでいいんですけども、もう少し市のほうで主導的に医師会と連携してやっていくべき案件だというふうに思ったので、ちょっと今この場で言わせていただきました。

○委員長（松尾和樹君） 貴重な御意見ありがとうございます。

そのような形で、昨日の予算決算委員会も含めてという話になりましたけれども、防災ですとかその他、総務企画委員会の所管で何か御意見ございましたら、この場でぜひ御発言いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

今、板津委員の発言を受けて、1つのことで代表質問に持っていくというのは、確かに今の段階でというのもありますけれども、難しいかもしれないんですけど、防災という切り口で幾つか質問を投げかけるというような代表質問のやり方もあるのかなというのを、今お話を聞いていて思いました。

というのは、皆さん防災について一般質問をたくさんされていたと思います。防災行政無線のデジタル化についてですとか、井戸水とか、いろいろあったと思います。広域連携もそうですし、その辺りをまとめて幾つかで代表質問するというようなこともあるのかな、形としてはとは思いました。

御意見ありがとうございます。

そのほか、よろしいですかね。よろしいでしょうかね。

〔挙手する者なし〕

ありがとうございます。

それでは、今後もし何かお気づきの点等ありましたら、ぜひ気軽に私のほうにそういったお話を持ち込んでいただけると大変ありがたいというふうに感じていますので、その辺りぜひ気軽に御意見をお伺いしたいと思っております。

それでは、以上で本日予定していました案件は全て終了いたしました。

そのほか、全体を通して何かございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

それでは、発言もないようですので、これにて総務企画委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午前11時04分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月11日

可児市総務企画委員会委員長